

ル事ハ支那ニ同ジサレド皆同ジク男ヲジウト女ヲシウトメト呼ビタリ又吾邦ニ在リテハ祖父祖母ト伯叔父伯叔母トハ一ハオチオバ一ハヲヂヲバト云フコト古ノ例ナレド後世兩者相混ジテ只文字ニ其迹ヲ留ムルノミナリオチオバヲ多クオホヂオホバト云フニ至リシモ蓋シ或ハ之ヲヲヂヲバニ別タンガ爲ニ用キ習ハセシモノナラン

乳母ハメノトト訓ズオモチオモオチチヌシ皆同一ニシテ生母ニ代リテ兒女ニ乳ヲ哺スルヨリ名ヅクル所ナリ而シテ男子ノ保傅ヲ亦メノトト云フハ其兒女ヲ養育スルノ職乳母ノ之ヲ哺乳スルト其理相同ジキ所アルヲ以テナリ

此篇ハ政治部戶籍相續養子等ノ各篇ニ關聯スル所多シ宜シク參看スベシ

〔書言字考節用集四〕人倫親シシキ戚孔穎達云親指族內戚言族外親類シシキ親族シシキ

〔伊呂波字類抄人倫〕戚親セキ戚セキ外戚セキ

〔運步色葉集志〕親族シシキ

〔律疏職制〕凡監臨之官私役使所監臨及借奴婢牛馬車船碾磑邸店之類各計庸賃以受所監臨財物

論中其於親屬雖過限及受饋乞貸皆勿論謂親屬別於數限外駈使及受饋親屬謂五等以上及三等以上婚姻之家

〔神皇正統記後嵯峨〕泰時相續して徳政をさきとし法式をかたくす己が分をはかるのみならず

親族ならびにあらゆる武士までもいまして高官位を望む者なかりき

〔源氏物語浮舟〕なにはばかりの老ぞくにかはあらんいとよくもにかよひたるけはひかなと思

くらぶるに心はづかしげにてあてなる所はかれはいとこよなしこれはたゞらうたげにこまかなる所ぞいとおかしきよろゑうなりあはぬ所をみつけたらんにてだにさばかりゆかしと

覺しゑめたる人をそれとみてさてやみ給べき御心ならねばましてくまもなくみ給にいかで